

茨木市地域防災計画

茨木市防災会議

第1部 総則

第1章 計画の方針.....	1-	1
第1節 目的.....	1-	1
第2節 計画の概要.....	1-	2
第3節 防災ビジョン.....	1-	3
第2章 茨木市の概況.....	1-	5
第1節 自然的条件.....	1-	5
第2節 社会的条件.....	1-	8
第3章 災害の想定.....	1-	10
第1節 被害の想定.....	1-	10
第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	1-	11
第5章 市民、事業者の基本的責務.....	1-	26

第2部 災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり.....	2-	1
第1節 都市の防災機能の強化.....	2-	1
第2節 建築物等の安全化.....	2-	5
第3節 土砂災害等予防対策の推進.....	2-	7
第4節 水害予防対策の推進.....	2-	11
第5節 危険物等災害予防対策の推進.....	2-	16
第6節 放射線災害予防対策の推進.....	2-	17
第2章 災害応急・復旧対策のための事前対策.....	2-	18
第1節 総合的防災体制の整備.....	2-	18
第2節 情報収集伝達体制の整備.....	2-	28
第3節 火災予防対策の推進.....	2-	31
第4節 消火・救急・救助体制の整備.....	2-	33
第5節 災害時医療体制の整備.....	2-	35
第6節 緊急輸送体制の整備.....	2-	43
第7節 避難受入れ体制の整備.....	2-	45
第8節 避難行動要支援者への対策.....	2-	52
第9節 緊急物資確保体制の整備.....	2-	56
第10節 ライフラインの予防対策.....	2-	60
第11節 交通確保体制の整備.....	2-	65
第12節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進.....	2-	66
第13節 帰宅困難者支援体制の整備.....	2-	67

第3章 地域防災力の向上.....	2- 68
第1節 防災意識の高揚.....	2- 68
第2節 自主防災体制の整備.....	2- 73
第3節 ボランティアの活動環境の整備.....	2- 78
第4節 関係団体との連携.....	2- 79

第3部 風水害応急対策

第1章 災害応急活動体制.....	3- 1
第1節 災害活動体制.....	3- 1
第2節 動員配備体制.....	3- 8
第2章 災害救助法の適用.....	3- 11
第1節 実施責任者.....	3- 11
第2節 適用手続.....	3- 12
第3章 広域応援の要請・受入れ.....	3- 13
第1節 応援の要請.....	3- 13
第2節 自衛隊の災害派遣要請.....	3- 14
第3節 被災自治体への職員派遣.....	3- 17
第4節 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援.....	3- 18
第5節 災害緊急事態.....	3- 19
第4章 情報の収集伝達.....	3- 20
第1節 通信連絡体制.....	3- 20
第2節 災害情報の収集伝達.....	3- 22
第3節 被害情報等.....	3- 36
第4節 災害広報.....	3- 39
第5章 各種災害の応急対策.....	3- 41
第1節 水防対策.....	3- 41
第2節 土砂災害の応急対策.....	3- 46
第3節 二次災害の防止.....	3- 48
第6章 避難対策.....	3- 50
第1節 避難.....	3- 50
第2節 福祉活動.....	3- 59
第3節 学校・社会福祉施設等における避難対策.....	3- 60
第4節 広域一時滞在.....	3- 61
第5節 災害時の警備.....	3- 62
第7章 救助救急及び医療救護対策.....	3- 63
第1節 救助・救急対策.....	3- 63

第2節	医療救護活動	3- 65
第8章	交通輸送対策	3- 71
第1節	交通規制・緊急輸送活動	3- 71
第2節	交通の維持復旧	3- 75
第9章	緊急物資の供給	3- 76
第1節	物資等の運送要請	3- 76
第2節	給水活動	3- 77
第3節	食糧の供給	3- 79
第4節	生活必需品の供給	3- 81
第10章	環境衛生対策	3- 83
第1節	廃棄物の処理	3- 83
第2節	防疫・保健衛生対策	3- 86
第3節	遺体対策	3- 90
第4節	社会秩序の維持	3- 91
第11章	ライフラインの応急対策	3- 93
第1節	上水道の応急対策	3- 93
第2節	下水道施設の応急対策	3- 95
第3節	電力施設の応急対策	3- 96
第4節	ガス施設の応急対策	3- 97
第5節	通信施設の応急対策	3- 98
第12章	文教対策	3- 99
第1節	休校等応急措置	3- 99
第2節	応急教育の実施	3-101
第3節	就学に関する措置	3-103
第4節	給食に関する措置	3-104
第5節	学校園等の保健管理	3-105
第6節	学校施設の緊急利用	3-106
第7節	文化財の応急対策	3-107
第13章	自発的支援の受入れ	3-108
第1節	ボランティアの受入れ	3-108
第2節	民間団体に対する応援要請	3-110
第3節	海外からの支援の受入れ	3-112
第14章	被災者の生活支援	3-113
第1節	オペレーション体制	3-113
第2節	市民等からの問い合わせ	3-114
第3節	住宅対策	3-115

第4部 地震災害応急対策

第1章 災害応急活動体制	4- 1
第1節 初動体制の確立	4- 1
第2節 災害活動体制	4- 3
第3節 動員配備体制	4- 8
第2章 災害救助法の適用	4- 11
第1節 実施責任者	4- 11
第2節 適用手続	4- 12
第3章 広域応援の要請・受入れ	4- 13
第1節 応援の要請等	4- 13
第2節 自衛隊の災害派遣要請	4- 15
第3節 被災自治体への職員派遣	4- 18
第4節 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援	4- 19
第5節 災害緊急事態	4- 20
第4章 情報の収集伝達	4- 21
第1節 通信連絡体制	4- 21
第2節 災害情報の収集伝達	4- 23
第3節 被害情報等	4- 26
第4節 災害広報	4- 29
第5章 各種災害の応急対策	4- 31
第1節 火災の消防応急対策	4- 31
第2節 二次災害の防止	4- 34
第6章 避難対策	4- 36
第1節 避難	4- 36
第2節 福祉活動	4- 43
第3節 学校・社会福祉施設等における避難対策	4- 44
第4節 広域一時滞在	4- 45
第5節 災害時の警備	4- 46
第7章 救助救急及び医療救護対策	4- 47
第1節 救助・救急対策	4- 47
第2節 医療救護活動	4- 49
第8章 交通輸送対策	4- 55
第1節 交通規制・緊急輸送活動	4- 55
第2節 交通の維持復旧	4- 59
第9章 緊急物資の供給	4- 61
第1節 物資等の運送要請	4- 61
第2節 給水活動	4- 62

第3節	食糧の供給.....	4- 64
第4節	生活必需品の供給.....	4- 66
第10章	環境衛生対策.....	4- 68
第1節	廃棄物の処理.....	4- 68
第2節	防疫・保健衛生対策.....	4- 71
第3節	遺体対策.....	4- 75
第4節	社会秩序の維持.....	4- 76
第11章	ライフラインの応急対策.....	4- 78
第1節	上水道の応急対策.....	4- 78
第2節	下水道施設の応急対策.....	4- 80
第3節	電力施設の応急対策.....	4- 81
第4節	ガス施設の応急対策.....	4- 82
第5節	通信施設の応急対策.....	4- 83
第12章	文教対策.....	4- 84
第1節	休校等応急措置.....	4- 84
第2節	応急教育の実施.....	4- 86
第3節	就学に関する措置.....	4- 88
第4節	給食に関する措置.....	4- 89
第5節	学校園の保健管理.....	4- 90
第6節	学校施設の緊急利用.....	4- 91
第7節	文化財の応急対策.....	4- 92
第13章	自発的支援の受入れ.....	4- 93
第1節	ボランティアの受入れ.....	4- 93
第2節	民間団体に対する応援要請.....	4- 95
第3節	海外からの支援の受入れ.....	4- 97
第14章	被災者の生活支援.....	4- 98
第1節	オペレーション体制.....	4- 98
第2節	市民等からの問い合わせ.....	4- 99
第3節	住宅対策.....	4-100
付編1	東海地震の警戒宣言に伴う対策.....	4-103
第1章	計画の目的等.....	4-103
第1節	目的.....	4-103
第2節	府域での予想震度.....	4-104
第3節	基本方針.....	4-105
第2章	応急対策活動.....	4-106
第1節	東海地震注意情報が発表された時の対応.....	4-106
第2節	警戒宣言が発せられた時の対応措置.....	4-107

第3節 市民・事業者等に対する広報	4-109
付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画	4-110
第1章 総則	4-110
第1節 推進計画の目的	4-110
第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	4-111
第2章 「南海トラフ地震に関連する情報」発表時の措置	4-112
第1節 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件	4-112
第2節 南海トラフ地震に関連する情報等の伝達周知	4-114
第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の措置	4-115
第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の措置	4-116
第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の措置	4-118
第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	4-119
第4章 関係者との連携協力の確保に関する事項	4-120
第1節 資機材、人員等の配備手配	4-120
第2節 他機関に対する応援要請	4-121
第3節 物資の備蓄・調達	4-122
第4節 帰宅困難者への対応	4-123
第5章 防災訓練計画	4-124
第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	4-125

第5部 その他災害応急対策

第1章 原子力災害応急対策	5- 1
第1節 広域一時滞在の受入れ	5- 1
第2章 その他災害応急対策	5- 5
第1節 市街地火災等応急対策	5- 5
第2節 高層建築物災害応急対策	5- 8
第3節 危険物等災害応急対策	5- 9
第4節 大規模交通災害応急対策	5- 11
第5節 その他突発災害応急対策	5- 12

第6部 災害復旧・復興対策

第1章 復旧事業の推進.....	6-	1
第2章 生活の安定.....	6-	2
第1節 民生安定計画.....	6-	2
第2節 ライフライン等の復旧.....	6-	4
第3節 安定計画.....	6-	8
第3章 復興.....	6-	14